2026年2月24日に「永住許可に関するガイドライン」が一部改訂されました！



出入国在留管理庁のホームページの情報を基に作成

永住許可に関するガイドライン ～法律上の要件～ (簡易版)

① 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

② 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

③ その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア　原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。

イ　罰金刑や拘禁刑などを受けていないこと。公的義務を適正に履行していること。

変更点 **ウ　現に有している在留資格について、最長の在留期間をもって在留していること。**

注意：2027年3月31日までの間、在留期間「3年」を有する場合は、「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする。2027年3月31日の時点において在留期間「3年」を有する者については、当該在留期間内に審査結果を受ける場合、その在留資格での初回申請に限り「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱う。

変更点 **エ　現に有している在留資格について、法務省令で定める上陸許可基準等に適合していること。**

オ　公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者、補完的保護対象者の認定を受けている者又は第三国定住難民の場合には、②に適合することを要しない。

各要件の詳細及び注意点、「原則10年在留に関する特例」などについては、出入国在留管理庁のホームページで確認してください。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan50.html